

新型コロナウイルス関連 支援制度の紹介 【市民向け】

【1人あたり10万円給付】 ※必ず申請を！

- 特別定額給付金
- ・申請は①②のいずれかの方法で
- ①オンライン申請（マイナンバーカード使用）
- ②市役所から発送する申請書で手続き。
（令和2年5月下旬頃から発送）
- ※詳細は本誌4ページに掲載します。

【家賃の支払にお困りの方】

- 住居確保給付金（※相談は予約制）
- ・3万2千円～4万9千円を上限に、原則3ヶ月間支給します。
- ・要件（このほかにも諸条件あり。）
- ①離職・廃業から2年以内または、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ②離職前に、主たる生計維持者であった方
- ③就労能力及び常用就職の意欲がある方
- 【窓口】市役所 福祉総務課
0980-8716025

【市営住宅 家賃の納付にお困りの方】

- 家賃の支払猶予（4・5・6月分）
- 対象：収入が著しく減少した入居者
- 【窓口】市役所 施設管理課
0980-8313986

【水道料金・下水道使用料の支払 に困っている方】

- 水道料金等 支払期限猶予
- ・4月分（5月請求分）の支払期限3ヶ月延長
- ※3月分（4月請求分）を口座振替で支払済の場合には、別途取扱基準があります。
- 対象：申請書を提出のすべての個人・法人

【窓口】石垣市水道部総務課
0980-8314043 ※市役所とは建物が別です。

【税の納付に困っている方】

- 納期限から最大1年間の猶予
- 国民健康保険税 ○固定資産税
- 住民税 ○軽自動車税
- 次のいずれも満たすこと。
- ・影響で前年同期と比べ概ね20%程度の収入減
- ・一時的に納税をおこなうことが困難
- ※詳細は本誌7ページに掲載します。

【生活費の貸付※審査があります。】

- 収入減で一時的な資金が必要・生活再建までの生活費用が必要な方
- 【窓口】石垣市社会福祉協議会
0980-8412211

お子さんがいる世帯向

【公立保育所・私立認可保育園・ 地域型保育園・認定こども園等】

●保育料の減額があります。

- ・4月1日～5月31日までの石垣市「家庭内保育の協力要請期間」に家庭内保育に協力された児童を対象に、その日数に応じて6月以降の保育料等から減額します。詳細は決まり次第市ホームページ等でお知らせいたします。

【窓口】市役所 子育て支援課
0980-8211704

【認可外保育施設】

●保育料の補助があります。

- ・4月1日～5月31日の石垣市「家庭内保育の協力要請期間」に家庭内保育に協力された児童を対象にその日数に応じて7月以降に補助を行います。詳細は、決まり次第市ホームページ等でお知らせいたします。

【窓口】市役所 子育て支援課 右と同じ

【放課後児童クラブ利用料について】

●利用料の減額があります。

- ・4月6日～5月9日までの石垣市「家庭内保育の協力要請期間」に利用自粛を行った児童を対象に、日数に応じて、6月以降の利用料から減額します。詳細は決まり次第市ホームページ等でお知らせいたします。
- ・一日当たりの助成上限額（780円）

【窓口】市役所子育て支援課 同上

【未就学児童を養育する世帯の方へ】 対象児童1人あたり8千円給付

●石垣市子育て応援給付金

- ・対象：令和2年5月1日時点で石垣市に住所がある児童のうち、平成26年4月2日から令和2年5月1日の間に出生した未就学児童
- ・申請受付：令和2年6月1日開始
- ※支給対象世帯のうち、石垣市より児童手当を受給している方は申請不要です。公務員として児童手当を受給している方は申請が必要です。

【窓口】市役所 こども家庭課
0980-8710771

- 別途、国の支援として4月分児童手当受給者へ対象児童1人あたり1万円給付の「子育て世代への臨時特別給付金」あり。詳細は決まり次第公表します。

【授業料などの減免+給付型奨学金】

- 対象は住民税非課税世帯等で、新型コロナウイルスにより世帯（父母等）の収入が激減。学生自身のアルバイト収入が減った場合。詳細は各窓口で。

【窓口】日本学生支援機構
0570-6661301

各大学・専門学校の学生課や奨学金窓口

新型コロナ関連 支援制度の紹介 【市内事業者向け】

【中小企業・小規模事業者の方】

●【令和3年度】固定資産税の一部又は全部の減免措置

①対象：中小企業・小規模事業者（個人事業者も含む。）

②要件：令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比較し30%以上減少している。

③対象資産：設備等の償却資産及び事業用家屋

【窓口】市役所 税務課 資産税係
0980-87-9043

【中小企業・個人事業者で資金繰りに困っている方】

●国・県などの融資制度や雇用調整金についての相談窓口を開設

・期間：令和2年6月30日まで

【窓口】市役所商工振興課

※詳しくは、本誌19ページに

【小学校の休校や業績の悪化などで、従業員を休ませた場合】

①小学校休業等対応助成金

②小学校休業等対応支援金

③雇用調整助成金

・対象：①子どもの世話をを行うものに有給休暇を取らせた②子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなったフリーランス③業績の悪化や、自治体の要請で従業員を休ませた。

・対象となる期間：令和2年2月27日から同年6月30日の有給等

（※申請は令和2年9月30日まで）

【窓口】厚生労働省コールセンター
0120-60-3999（※土日祝日を含む）
午前9時から午後9時まで対応。

【ひと月の売り上げが前年同月比50%以上減少している事業者】

●持続化給付金

・法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給（フリーランスを含む）

【窓口】経済産業省中小企業金融

・給付金相談窓口 0570-78-3183

【港湾施設使用料支払いについて】

●令和2年4月からの三ヶ月間について、支払い期限を猶予

・対象：事業継続が困難となるなど申請のある事業者

・対象：①ユージェレナ石垣港離島ターミナル内テナント入居者②離島ターミナル第二駐車場定期契約者③八島第二駐車場定期契約者

【窓口】石垣市港湾課

※市役所とは建物が別です。

0980-82-4046

農林漁業者向け

【農業保険（収入保険、農業共済）の支払いが困難である方】

●支払期限の延長

・収入保険、農業共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済）

【窓口】沖縄県農業共済組合八重山支店
0980-82-4780

【生産現場で労働力を確保したい】

●農業労働力確保緊急支援事業

・外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援

【窓口】農林水産省経営局就農・女性課
03-3502-6469

【経営維持・再建のための資金繰りを確保したい方】

●農林漁業セーフティネット資金、スーパール資金、経営体育成強化

・資金繰りや施設整備のための資金について、貸付当初5年間実質無利子化

【窓口】農林水産省経営局金融調整課
03-3501-3726

【農林水産物を本土出荷したい】

●農林水産物流通条件不利性解消事業補助金

・予算の範囲内で出荷団体の本土出荷に要する輸送費の一部を補助

（1）農業協同組合、農事組合法人

（2）漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合（3）森林組合、森林組合連合会（4）農林漁業者等の組織する団体（任意団体を含む）（5）中央卸売市場や地方卸売市場の卸売業、仲卸業者等で組織する団体

【窓口】沖縄県農林水産部流通・加工推進課
098-866-12255

【高収益作物の次期作に安心して取り組みたい方】

●高収益作物次期作支援交付金

①次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し種苗等の資材購入や機器レンタル等を支援

②需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援

補助率：①5万円/10a
②取組毎に2万円/10a

【窓口】農林水産省生産局園芸作物課
03-6738-7423

日本にお住まいの、すべての方へ。
お1人につき

10万円 特別定額 給付金

はじまります
ひとりひとりの暮らしのために。

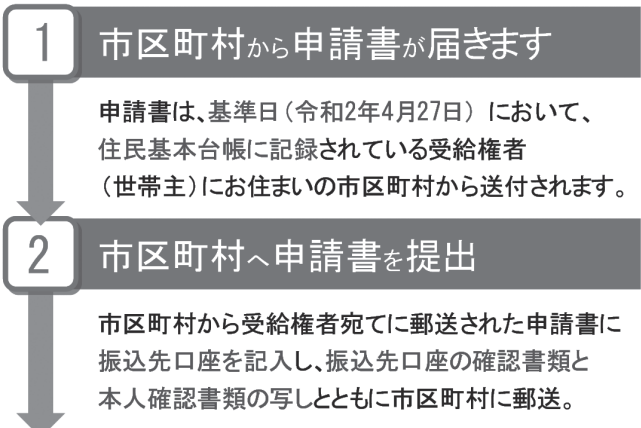
給付金は、辞退はしないでください。
どうしても給付金が必要ない場合は、受け取った後、
石垣市まちづくり支援寄付金にご寄付ください。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 住民基本台帳に記録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の①及び②のいずれかとなります。
 - 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日が設定される場合があります。
- ※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

① 郵送申請方式

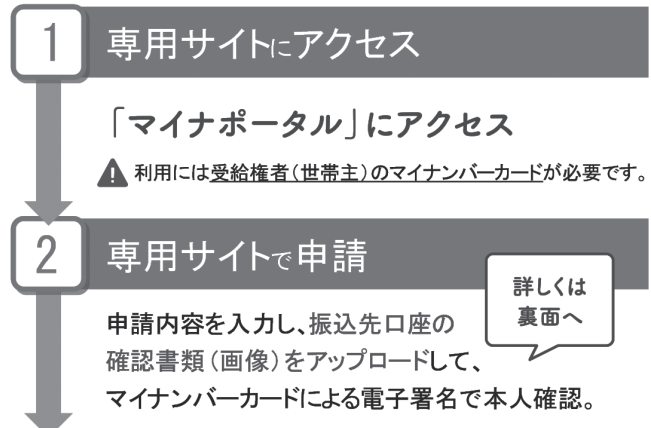
※申請書記入例を同封します。



② オンライン申請方式

申請書を待たずに
出来る!

⚠ オンライン申請の受付開始時期は市区町村によって異なります。



3 受給権者(世帯主)が受給します

給付額 給付対象者1人につき **10万円**

申請受付期限は、市区町村が定めた郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となります。

可能な限り速やかに準備を進めておりますが、受付開始時期および給付開始時期は、市区町村によって異なります。
わからないことがあれば、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

総務省特別定額給付金ホームページ ▶ <https://kyufukin.soumu.go.jp/>



特別定額給付金 Q & A

Q ▶ 基準日(4月27日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金の給付はどうか?
▶ 私は世帯主ですが、住民登録している市区町村に住んでいないため申請書が届きません。どうしたらいいの?

A どちらの場合も、給付金は基準日時点において住民基本台帳に記録されている方を対象として給付されるため、基準日の翌日以降に引っ越した場合であっても、基準日において住民登録されていた市区町村から給付を受けることとなります。また、申請書は基準日に住民登録されている住所地に、世帯主宛てに送付されます。

詳しくは、基準日に住民登録されている市区町村におたずねください

Q 申請書以外に準備すべき書類はありますか?

A それぞれの申請方式により以下の書類の写しが必要となります。

<p>郵送 申請方式</p>	<p>① 申請者本人確認書類 ● マイナンバーカード ● 運転免許証 ● 健康保険証 等の写し</p>
	<p>② 振込先口座の確認書類 ● 金融機関名 ● 口座番号 ● 口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードやインターネットバンキングの画面の写し ※水道料引落等に使用している申請・受給権者名義の口座である場合には不要</p>
<p>オンライン 申請方式</p>	<p>振込先口座の確認書類のみ ※マイナンバーカードをお持ちの方は、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要です。</p>

Q 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか?

A ■ 収入による条件はありません。
■ 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに問わず、支給対象となります。
■ なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しません。

Q 4月27日(基準日)に生まれた子供は給付対象者となりますか?

A ■ 給付対象者となります。
■ 4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

Q 外国人も受け取れますか?

A 4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら外国人の方にも給付されます。なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

Q 世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか?

A ■ 本人による申請が困難な方は、郵送又は窓口での代理人による申請も可能です。
■ 基準日(4月27日)時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村長が特に認める者(※)による代理申請が認められます。
※民生委員、自治会長、児童養護施設等の職員、DV避難者の民間支援団体など
■ 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

Q オンライン申請を行うにはどうしたら良いですか?

A 申請に必要なものを準備し、以下の手順で申請ください。

必要なもの

- ① 受給権者(世帯主)のマイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダ)
- ③ 「マイナポータルAP」の検索、インストール
- ④ マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号(英数字6~16桁)
- ⑤ 振込先口座の確認書類

手順

- ① マイナポータルにアクセス
- ② 「特別定額給付金」を選択
- ③ 必要事項を入力し、振込先口座の確認書類(画像)をアップロードする
- ④ 暗証番号を入力する
- ⑤ マイナンバーカードをあてて読み取る

八重山警察署からのお知らせ ☎ 82-0110

「給付金を振り込みますので銀行口座の暗証番号を教えてください。」 「現金を支給するので手数料を振り込んでください。」

などのうその問い合わせをする詐欺が発生しています。 ※この様な場合は**詐欺**ですので、要求に応じないようにしてください。

被害防止対策

- 不審な電話やメールには応対しない。
- 不審と思ったら、家族や警察に相談する。

!! それ、給付金を装った詐欺かもしれません!

「手伝う」とかたって大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関連して国や市区町村が以下のようなことをすることは絶対にありません。

- ◆ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ◆ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ◆ メールを送り、URLをクリックして申請を求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶ 消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)
- ▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」
- ▶ お住まいの市区町村 ▶ お近くの警察署 ▶ 警察相談専用電話「#9110」

～新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ～ 国民年金保険料免除申請（一般・学生） 臨時特例措置開始のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

【対象となる方】：①と②のいずれにも該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 → 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方。
- ②所得が相当程度まで下がった場合 → 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方（一般）、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方（学生）。※詳しくは、日本年金機構HP 免除承認の所得基準をご確認ください。

申請の対象となる期間

●一般

- ・令和元年度分として
令和2年2月分から6月分まで
- ※令和2年7月分以降は、
改めて申請が必要。

●学生

- ・令和元年度分として
令和2年2月分から令和2年3月分
- ・令和2年度分として
令和2年4月分から令和3年3月分

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（一般）、
国民年金保険料学生納付特例申請書（学生）
※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、
「臨時特例」と記入してください。
 2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）
（一般・学生）
 3. 学生証のコピー（学生のみ）
- ※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

【郵送先】〒812-8790 福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル 日本年金機構 福岡広域センター

【問合せ先】

日本年金機構石垣年金事務所（0980-82-9213）

市役所市民課交付係年金担当（0980-87-9005）、または年金加入者ダイヤル（0570-003-004）

畜産課よりお知らせ

石垣市緊急優良母牛更新事業（一括交付金活用）

【事業内容】

地域内母牛群の改良を図り市場性の高い子牛生産を推進するため優良母牛（雌子牛）を家畜セリ市場より導入した農家へ、予算の範囲内で購入費用の1/2（1頭最大40万円）の助成を行います。

【問合せ先】

- ・JA おきなわ八重山地区畜産振興センター
TEL：83-2577 担当：仲盛
- ・市役所 畜産課 担当：前花、宮良
TEL：82-1422

石垣市優良肥育素牛育成補助事業

【事業内容】

島産肥育牛の増頭、増体を図るため、市内肥育一貫経営農家の自家産子牛のうち、島内出荷を前提に肥育される産肉能力資質に優れた子牛に対し、その子牛期間に要する濃厚飼料費（1頭当たり一律5万円）の補助を行います。

【関係書類提出・問合せ先】

- ・八重山食肉センター
〒907-0001 字大浜1368-3 TEL：82-3594
- 【測定資質要件審査・問合せ先】
・沖縄県家畜改良協会八重山出張所、市役所畜産課
〒907-0002 字真栄里上原896-2 TEL：83-3480

牛異常産予防注射実施について

石垣市は今年度も沖縄県の協力の下、下記のとおり予防注射を実施します。（※数量に限りがあります。）

【対象牛】

保留予定牛（6ヶ月以上の未経産牛）のみ実施。

【うけられない牛】

- ①治療中または健康に異常がある牛
- ②分娩前1ヶ月間と分娩後2週間の牛
- ③種付け後2週間以内の牛と発情中の牛

【実施内容及び手数料】

- ①牛異常産3種混合ワクチン（アカバネ・チュウザン・アイノ）→ 1回1,400円※予防注射は2回打ちになります。
- ②アカバネ病生ワクチン → 1回900円※1回打ちになります。【実施期間】R2.5月上旬～R3.1月下旬

【問合せ先】

市役所畜産課 TEL82-1422、八重山家畜保健衛生所 TEL84-4111

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税(国民健康保険税含む)の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な方について、以下の納税猶予の「特例制度」が適用できる場合があります。

1. 納税猶予の「特例制度」とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方を対象に**最大で1年間納税が猶予**される制度です。これまでの猶予制度とは異なり、「担保の提供が不要」「延滞金が免除」となります。

※猶予…(納税する)期日を延ばすこと。

※納税猶予は、市税免除の制度ではありませんのでご注意ください。

2. 要件

(1) 対象となる方

以下の**いずれも満たす方が対象**となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、**事業等に係る収入(給与含む)が前年同期と比べておおむね20%以上減少している方**
- イ. 一時的に納税をおこなうことが困難な方

(2) 対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税(固定資産税、住民税(法人含む)、軽自動車税、国民健康保険税)

※令和3年2月1日以降が納期限となる税(令和2年度の固定資産税第4期、住民税(普通徴収)第4期、国民健康保険税(普通徴収)第7・8期、随時期)は、対象外です。

(3) 申請の期限

令和2年6月30日(法施行日から2ヵ月後)又は、猶予を受けようとする市税の納期限のいずれか遅い日までとなります。

申請期限の例は次の通り

- ・納期限が令和2年4月30日の場合 → 令和2年6月30日までの申請が必要
- ・納期限が令和2年7月31日の場合 → 令和2年7月31日までの申請が必要

※口座振替を利用されている方は、口座振替を停止する必要があります。手続に時間を要しますので、余裕を持って申請してください。

3. 申請に必要な書類

- ・徴収猶予(特例)申請書(石垣市HPからダウンロードできます)
- ・事業収入や給与等の減少がわかる書類等(任意の前年同期との比較が必要です) ※郵送でも対応しています。

4. 申請するところ (お問い合わせ先)

- (1) 固定資産税、住民税(法人含む)、**納税課** (☎87-9041)
軽自動車税は、
- (2) 国民健康保険税は、**健康保険課** (☎87-9045) へ

よくある質問 Q & A

Q1 コロナウイルスの影響で収入が減り、納税が出来ない。
何か救済措置はないか。あるならばどうやって受けるのか。

A1 市税の納付が困難となった方を対象に申請による猶予制度がございます。コロナウイルスの影響が明らかである場合は、担保の提供無し・延滞金の全額減免にて1年間の納税猶予が受けられます。

また、対象期間外の税、コロナウイルス以外の原因で納付が困難となった方が利用できる制度もございます。税の納付期限や申請時期により要件や延滞金の減免率が変わります。詳細は各担当課までお尋ね下さい。

猶予制度の利用申請書は石垣市ホームページ上にてダウンロードが出来るほか、郵送、窓口申請も承ります。郵送希望の方はお電話にてお申し付け下さい。

Q2 納付しようとしたら、納付書の取扱い期限が過ぎている。
コロナウイルス感染が怖いので市役所に行きたくないがどうしたらいいか。

A2 これまで当市では島内在住の方には来庁納付や窓口による納付書の再発行と受取りをお願いしてきました。現在、コロナウイルス蔓延防止のためにご希望の方へは納付書の再発行と送付を行っております。ご希望の方はお電話にてご依頼下さい。(延滞金は納付日計算となります。)

Q3 納税相談を電話で受けられるか。

A3 上記と同じく、現在は納税相談を電話にて受け付けております。お電話にて相談を受け付ける場合、本人確認としていくつか質問をさせていただきますので予めご了承下さい。

滞納を放置すると財産調査や差押の対象となってしまいます。
納税でお困りでしたら、必ず各担当課までご相談下さい。

Q4 支払いをしたいが人の多いところに行きたくない。

A4 納付書払いはコンビニエンスストア・各金融機関の他、MMKコンビニ収納代行サービス機設置店(商店等に設置されているマルチメディア対応の情報端末)でご利用できます。

また、納付期限内(かつ当初納付書使用)でしたら、インターネットバンキングのお支払も可能です。ぜひご利用下さい。

※徴収猶予(特例)申請書

(例)

整理番号

特

徴収猶予申請書

収受印

B市長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	沖縄県石垣市 XXX番地 ○○アパート XX号		申請年月日	令和2年 6月 15日	
	氏名	八重山 太郎		※職員記入欄	通信日付印	
納付又は納入すべき税	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	猶予を希望する期間
	2	固定資産税	2・6・30	1,000,000 円	XXXXXXXX	納期限の翌日から 3・6・30 まで 12 月間
			・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合計			① 1,000,000	②		
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input checked="" type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少			

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 2年(当年)			前年同月			収入減少率
	3月	4月	6月	3月	4月	6月	
収入							$1 - (\text{③} \div \text{⑥})$ $1 - (\text{④} \div \text{⑦})$ $1 - (\text{⑤} \div \text{⑧})$ のうち最大のものを記載
売上	3,612,477	2,977,865	2,850,918	2,293,453	5,009,821	3,089,121	41 %
小計	③ 3,612,477	④ 2,977,865	⑤ 2,850,918	⑥ 2,293,453	⑦ 5,009,821	⑧ 3,089,121	
支出							支出平均額 $(\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪}) \div \text{記入月数}$ ⑫ 3,160,520 円
仕入	2,597,892	2,203,484	2,189,075	3,312,381	3,569,345	2,157,831	
販売費/一般管理費	621,931	511,192	407,987	667,123	690,812	413,125	
借入金返済	200,000	0	0	250,000	250,000	250,000	
生活費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
小計	⑨ 3,669,823	⑩ 2,964,676	⑪ 2,847,062	⑫ 4,479,504	⑬ 4,760,157	⑭ 3,070,956	

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

※徴収猶予(特例)申請書

(例)

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	18,963,120	円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	300,000	円	
				=	当面の支出見込額(⑬)	19,263,120	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額		金額	
現金	200,000	円	預貯金	1,945,463	円	
				現金・預貯金の合計(⑭)	2,145,463	円

(4) 納付可能金額

⑭(現金・預貯金残高) - ⑬(当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	-	(⑮)納付可能金額	=	猶予額	
1,000,000	円	0	円	1,000,000	円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

沖縄県 石垣市

◆高齢者安全運転支援装置補助金

※募集期間延長 防災危機管理課

石垣市高齢者安全運転支援装置設置促進事業で、自家用車に後付け式急発進抑制装置を取り付ける65歳以上の高齢ドライバーを対象に費用の9割(上限8万円)を補助いたします。また、新車購入時にオプション等でサポート機能を追加する際にも利用できることがありますので、詳しくはお電話または窓口お問合せください。

【募集期間】

令和2年4月1日(水)～9月30日(水)

【応募方法】

電話または窓口で受付します。

【申請条件】

申請時点で65歳以上、運転免許証所有、自家用車であること。

【注意事項】

○交通事故等を完全に防げるものではありません。
○車種や年式によっては取り付けができないものもあります。
○オートバイには取り付けられません。
○マニュアル車(MT)の応募はご遠慮ください。

【問合せ先】

防災危機管理課 市役所2階

(総務課となり) 電話0980-87-5533

◆消費生活等相談窓口のお知らせ

※相談は予約不要 平和協働推進課

石垣市では、消費生活などに関するトラブル等(悪質商法や詐欺)でお悩みの方を対象に、消費生活専門相談員が問題解決に必要な情報の提供や助言を行う相談窓口を開設しております。消費生活でお困りの際はご相談ください。

【日時】 毎週月・火・木曜日の13時～17時の間

【場所】 市役所3階「市民相談室」

※相談は予約不要です。

【電話】 0980-82-1253

消費者ホットライン「188(いややー)」番

◆赤十字会費募集月間

5月よりスタートしています 平和協働推進課

日本赤十字社の活動は、皆様からお寄せいただいている会費により支えられています。

例年、各事業所には赤十字奉仕団が、各家庭には行政連絡員が訪問していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度のご寄付につきましては銀行口座の振込にて、赤十字社の会費募集活動にご支援・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※振込依頼書をご希望の方は郵送にてお送りいたしますので、下記までご連絡下さい。

【会費募集に関する問合せ先】

平和協働推進課 0980-82-1253

(日本赤十字社沖縄県支部石垣市地区事務局)

◆「川柳・標語・フォトコンテスト」作品募集

テーマ『男女共同参画』 平和協働推進課

石垣市では、男女共同参画について広く理解と関心を持っていただくことを目的として、男女共同参画社会をテーマとした「川柳・標語・フォトコンテスト」を実施します。

男女共同参画社会とは、性別、先入観にとられず、一人ひとりが「自分らしく」生きていける社会のことです。普段の生活の中で感じたことを「川柳・標語・写真」で表現してみませんか。皆様からの応募をお待ちしております。

【応募方法】 市役所または健康福祉センターロビーの所定応募用紙に作品と必要事項を記入し、各施設の応募箱に投函・郵送・メール可

【応募資格】 石垣市民

【応募締切】 令和2年6月3日(水) 必着

【問合せ先】 平和協働推進課

電話 0980-82-1253

Eメール: photo@city.shigaki.okinawa.jp

◆令和2年 沖縄慰霊の日追悼式

※縮小開催について 平和協働推進課

石垣市では、毎年6月23日の慰霊の日に、先の大戦で犠牲になられた御霊のご冥福と世界恒久平和を祈念するため、「八重山戦争マリア犠牲者追悼式」及び「石垣市全戦没者追悼式並びに平和祈念式」を執り行っております。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、今年はやむを得ず案内者のみで規模を縮小して執り行うこととなりました。

そのため、一般の方の参列は出来ませんのでご遠慮下さいますよう、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い致します。

(※巡回バスの運行も行いません。)

市民の皆様におかれましては、正午からのサイレンにあわせ、黙とうしていただきますようお願い致します。

◆6月の予定(展示・シネマ・移動図書館)

石垣市立図書館

◇展示 一般書「メンズ展・児童書」「平和」郷土書「戦争を語り継ぐ」

◇シネマたいむ 21日(日) 午後2時～

・『あの日、僕らは戦場で(72分)』

2階視聴覚室(無料)

◇移動図書館 14日(日)・28日(日)

・明石公民館 午前10時～正午

・川平公民館 午後2時～午後4時

【図書館の開館時間】

平日・午前10時～午後7時(※土・日は午後

5時まで)(※月曜日休館)

※イベントスケジュールは、感染症の状況により中止又は延期する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】 電話0980-83-3862

沖縄県議会議員一般選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

投票日 令和2年6月7日(日) 投票時間 午前7時～午後8時 (※一部投票所は午後7時まで)

投票所 投票入場券に記載された指定の投票所

●期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があり、投票所に行けない方は、告示の翌日から投票日の前日までに、期日前投票をすることができます。投票所、投票期間、投票時間は次のとおりです。

※新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 場所 石垣市健康福祉センター 検診ホール
(石垣市字登野城 1357 番地 1)
- ・ 期間 令和2年5月30日(土)～令和2年6月6日(土)
- ・ 時間 午前8時30分～午後8時

選挙管理委員会においては	有権者の皆さまへのお願い
<ul style="list-style-type: none"> ・投票所にはアルコール消毒液を設置します。 ・投票管理者・立会人・事務従事者は、マスク・手袋着用、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施をします。 ・記載台などを随時消毒します。 ・使い捨て鉛筆(クリップペン)を準備します。 ・投票所は換気を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所におけるマスク着用、咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗い・うがい等をお願いします。 ・鉛筆(シャープペンシル)を持参し記入することができますが、ボールペン(特に水性)はインクがにじむ可能性があるため、推奨しません。 ・周りの方との適切な距離を保つようお願いします。

【6月7日】当日の投票所

投票区	投票所	投票時間	投票区	投票所	投票時間
第1	登野城公民館	午前7時～午後8時	第11	大浜公民館	午前7時～午後8時
第2	登野城小学校体育館	午前7時～午後8時	第12	川原小学校多目的室	午前7時～午後7時
第3	大川公民館	午前7時～午後8時	第13	白保小学校体育館	午前7時～午後8時
第4	石垣小学校体育館	午前7時～午後8時	第14	伊野田小学校体育館	午前7時～午後7時
第5	石垣中学校 英語少人数教室	午前7時～午後8時	第15	伊原間公民館	午前7時～午後7時
第6	新川小学校体育館	午前7時～午後8時	第16	野底小学校体育館	午前7時～午後7時
第7	名蔵公民館	午前7時～午後7時	第17	明石公民館	午前7時～午後7時
第8	川平小中学校体育館	午前7時～午後7時	第18	平久保小学校	午前7時～午後7時
第9	富野小中学校体育館	午前7時～午後7時	第19	真喜良小学校体育館	午前7時～午後8時
第10	平真小学校体育館	午前7時～午後8時	第20	真栄里公民館	午前7時～午後8時
			第21	宮良公民館	午前7時～午後8時

【問い合わせ先】

石垣市選挙管理委員会事務局 電話 82-9911 (内線 591・593)

『春の大掃除』についてのお知らせ

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定に基づき、全市民及び関係団体等の協力を得て、「春の大掃除」を実施します。

実施期間は令和2年6月15日(月)～令和2年6月21日(日)までとなります。

皆様ひとり1人のお力が、さらに住みよい石垣市へと繋がりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

【石垣市環境課 電話：0980-82-1285】

【日程と対象地区】

- 6月15日(月)
磯辺・真栄里ニュータウン・前原タウン・八島町
- 6月16日(火)
大川・石垣・美崎町・崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原・米原・富野・大田・伊土名・多良間・下地・兼城・栄
- 6月17日(水)
双葉・新栄町・浜崎町
- 6月18日(木)
登野城・天川・大浜・高田・三和・川原・於茂登・開南・嵩田・名蔵・元名蔵
- 6月19日(金) 大里・星野・伊野田・大野・伊原間・明石・久宇良・吉野・平久保・平野
- 6月21日(日) 新川・平得・真栄里・宮良・白保(公民館役員対応)。

令和2年度より国民健康保険税の課税方式が変わります(再掲)

※広報いしがき No. 581(2020年5月号)発行の際に、以下の誤記がありました。お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

●中段の「3方式」の図中の1行目
(誤) 資産割 → (正) **所得割**

●下段の表中、5行・3列目
(誤) 21,100 → (正) **21,000**

国民健康保険は国民皆保険制度を支える医療保険制度であり、皆さんの健康を維持するうえで、重要な役割を担っています。その運営は加入者の皆さんから納めていただく国民健康保険税が貴重な財源となっています。この国民健康保険税の課税方式が次のように変わります。

■これまでの課税方式

平成31年度(令和元年度)まで国民健康保険税額は、所得割・資産割・均等割・平等割を算出し、その合計額が年税額となっていました。4方式とといいます。

■これからの課税方式

令和2年度より資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の合計額を年税額とします。3方式とといいます。

4 方 式	所得割	加入者の所得に応じて算出	➔	3 方 式	所得割	加入者の所得に応じて算出
	資産割	固定資産税額に応じて算出			均等割	国保に加入している世帯員の数に金額を掛けます。
	均等割	国保に加入している世帯員の数に金額を掛けます。			平等割	1世帯に掛かる金額です。
	平等割	1世帯に掛かる金額です。				

■資産割を廃止する理由

- ・制度改革によって、運営主体が沖縄県となり将来的に国保税の県内統一が予測される。県が示している標準的課税方式は3方式であること。
- ・固定資産税額に率を掛けて課税するため二重課税との声がある。
- ・他の医療制度には、資産に応じて課税することは無く、不均衡感がある。
- ・年金生活で所得は無いのに持ち家に住んでいるというだけで課税されるので負担が大きい。

こうした点を踏まえ、石垣市国民健康保険運営協議会における検討と石垣市議会の議決を経て、令和2年度より石垣市の国保税の課税方法は、下記の表のとおりとなります。

区 分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	31(令和元年)	令和2年度	31(令和元年)	令和2年度	31(令和元年)	令和2年度
所得割	8.35%	8.35%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
資産割	19.00%	0	5.00%	0	4.20%	0
均等割	18,300円	21,000円	4,300円	5,500円	6,500円	7,000円
平等割	16,600円	20,000円	5,500円	6,000円	4,000円	5,500円
課税限度額	61万円	63万円	19万円	19万円	16万円	17万円

令和2年度 就学援助のお知らせ

石垣市では、市立小中学校に通う児童生徒の保護者の中で、経済的理由により学校給食費や学用品費など教育費の支払いにお困りの方に対し、その費用の一部を援助しています。

◆援助を受けることができる方

- ①市県民税の課税がなく、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方
- ②生活保護を平成31年4月1日以降に停止又は廃止になった方
- ③生計維持者が病気療養など特殊事情を有する方（校長意見書が必要です）
- ④東日本大震災及び熊本地震の被災者で生活が困窮していると認められる方（罹災証明書又は被災証明書の提出が必要です）



◆申請期間 令和2年6月1日(月)～各学校により異なります。期限厳守!

※在学年・新入学年同時申請となります。

◆申請に必要な書類

全ての方が提出

- ①「令和2年度 就学援助申請書」（小中学校に設置）
- ②保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー（口座名義、支店名、口座番号が確認できるもの）
- ③印鑑（認め印可。シャチハタやスタンプの簡易印鑑は不可）



申請はお早め!

対象者のみ提出

- ④「令和2年度所得課税証明書」（原本）
※1月1日に島外に住所を有していた方のみ
・学生を除く世帯全員分
・令和2年6月1日から令和2年度の証明書が取得できます。
・マイナンバーの記載のないものを提出して下さい。
- ⑤障害者手帳（写）、病気にかかる診断書（原本）等
- ⑥特殊事情で申請する方は、それを証明する書類
- 東日本大震災及び熊本地震の被災者のみ提出
- ⑦罹災証明書又は被災証明書

◆申請場所 児童生徒が在籍する小中学校

※兄弟姉妹が小学校・中学校ともにいる場合は、「令和2年度 就学援助申請書」をそれぞれの小学校・中学校へ、それ以外の添付書類はどちらか一方の学校へ提出してください。

◆認否確定時期 令和2年8月下旬

◆注意

- ①申請後、生活保護基準を基に審査を行います。
申請すると必ず援助が受けられるとは限りませんのでご了承ください。
- ②令和元年度に認定された方も、引き続き援助を希望する方は、申請が必要です。
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。



【問合わせ先】石垣市教育委員会 学務課 ☎0980-83-0355

ホームページ <https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/gakumu/gakumu02/746.html>

第1回子ども若者個別相談会のお知らせ

石垣市子ども若者支援地域協議会では、毎月専門の臨床心理士をお招きし、不登校、引きこもりなど社会生活を営む上で困難を有する方、そのご家族、関係者の方々の相談・支援を行っています。

6月は下記日程で相談会を開催いたします。一人で悩まず、まず相談してみませんか。

期日：6月13日（土）13：00～17：00

場所：石垣市青少年センター

スーパーバイザー 子ども若者みらい相談プラザ sorae

主任支援員 臨床心理士 松本 大進先生

守秘義務は厳守します。
お気軽にお越しください!



【お問い合わせ】石垣市青少年センター ☎0980-82-1030

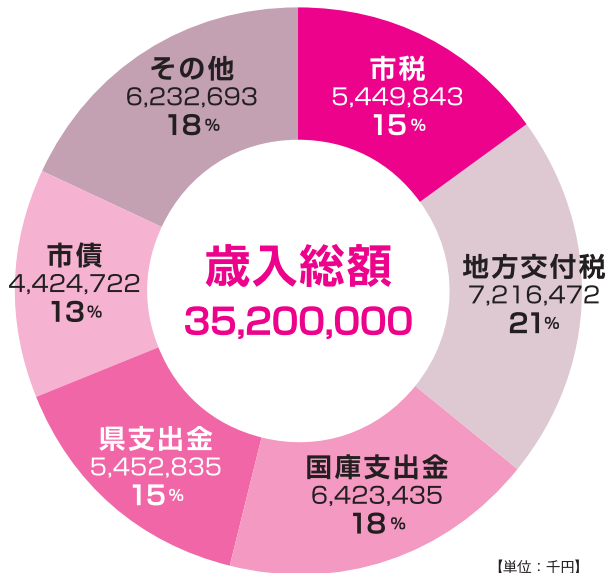
ホームページ http://www.ishigaki.ed.jp/manabika/htdocs/?page_id=19

財政課より 当初予算概要①

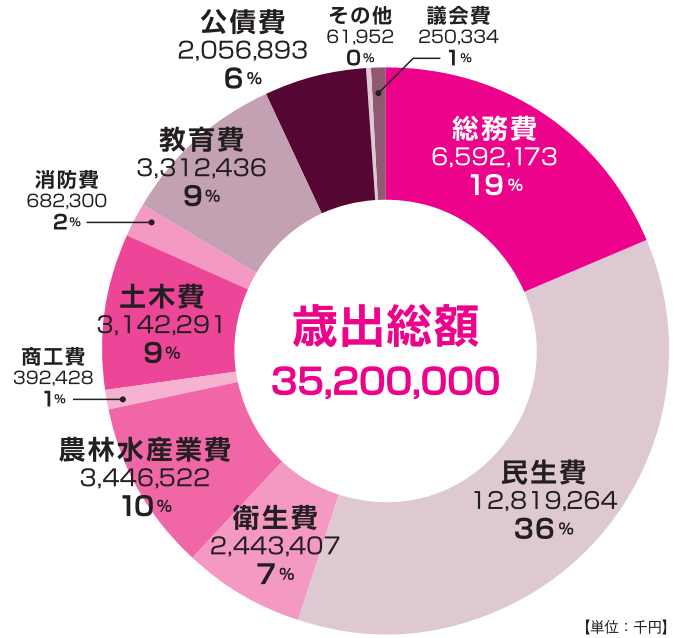
過去最高額となる超大型予算編成

【令和2年度一般会計予算 352億円】

目的別歳入状況



目的別歳出状況



令和2年度石垣市一般会計当初予算は、352億円で、前年度当初予算比39億5830万6千円、12.7%の増加で過去最高額となりました。また、特別会計及び公営企業会計の総額は、166億9291万2千円で前年度当初比5.0%の減となっております。

予算の特徴として前年度と比較いたしますと、歳入において、自主財源の根幹となる市税で、引き続き好調な地域経済等の要因により約1億3000万円の増額を見込み、更に、地方交付税におきましては約3億5千万円の増加を見込んでおります。

歳出におきましては、目的別歳出予算で見ますと、「民生費」が前年度比3.1%増の128億1926万4千円と最も大きく、次いで「総務費」が前年度比14.7%増の65億9217万3千円となっております。

予算額が大幅に伸びた要因といたしましては、「新

市庁舎建設」、「市営住宅新川団地建替」及び「石垣小学校校舎新增改築」等による普通建設事業費の上昇に加え、子育て環境の充実や高齢化に伴う社会保障費の増大、老朽化したごみ処理施設の基幹的設備改造事業等環境衛生のための経費が増加していることなどが挙げられます。

本市の財政規模は、観光産業の飛躍的発展とともに右肩上がり推移し、安定的な財政運営の継続が大きな課題となっており、各事業の見直しや業務の効率化を図ることで、行政サービスの持続的な提供を目指していきたいと考えております。

本年度も、市民の皆様におかれましては、市税の納期内納付にご協力いただきますとともに、「日本一幸せあふれるまち石垣市」の推進に向け、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

特別会計等 166億9,291万円

国民健康保険事業	59億7,342万円
港湾事業	15億4,179万円
土地区画整理事業	3億736万円
介護保険事業	38億5,203万円
後期高齢者医療	4億101万円
下水道事業	19億6,939万円
水道事業	26億4,791万円



財政課より 当初予算概要②

石垣市の家計簿

石垣市の予算額を10万分の1にして、1ヵ月の家計簿に例えてみました。
1ヵ月の収入は、35万2,000円になります。

◎収入 35万2,000円

給料 (市税、交付税、譲与税など)	13万9,140円
実家からの援助 (国庫支出金)	6万4,234円
兄弟からの援助 (県支出金)	5万4,528円
パート収入 (使用料、手数料、財産収入など)	6,419円
銀行からの借入 (市債)	4万4,247円
預金取り崩し (繰入金)	3万8,696円
雑収入 (諸収入など)	4,736円

◎支出 35万2,000円

食費 (普通建設事業費)	9万9,547円
車の購入や家の増改築 (扶助費)	8万2,951円
借金の返済 (人件費)	5万1,372円
衣料・光熱水費 (物件費)	3万7,286円
医療費 (公債費)	2万569円
子どもへの仕送り (繰出金)	2万5,390円
友達への援助 (補助費など)	2万1,936円
預金 (積立金)	1,202円
雑費 (維持補修費、予備費など)	1万1,747円

年間の市民ひとり当たりが受ける行政サービス費と市税負担額

人口(令和元年12月末現在)…4万9,801人 市民ひとり当たりが受ける行政サービス費…70万6,813円
令和2年度市税総額…54億4,984万円 市民ひとり当たりの市税負担額…10万9,432円

目的別科目(予算額)	主な内容	1人当たり	割合
議会費(2億5,033万円)	議会運営のための経費	4,948円	0.7%
総務費(65億9,218万円)	市役所の運営、徴税、選挙事務などの経費	13万2,174円	18.7%
民生費(128億1,927万円)	児童、高齢者、障がい者福祉などの経費	25万7,280円	36.4%
衛生費(24億4,341万円)	市民健康維持やごみ処理などの経費	4万8,770円	6.9%
労働費(1,044万円)	雇用拡大や失業対策などの経費	2,119円	0.0%
農林水産業費(34億4,652万円)	農林漁業の振興を図るための経費	6万9,268円	9.8%
商工費(3億9,243万円)	商工業振興、観光振興のための経費	7,775円	1.1%
土木費(31億4,229万円)	道路、公園など基盤整備の経費	6万2,906円	8.9%
消防費(6億8,230万円)	生命、財産を守り災害を防ぐための経費	1万3,429円	1.9%
教育費(33億1,244万円)	学校教育、生涯学習、文化、スポーツの振興のための経費	6万6,440円	9.4%
公債費(20億5,689万円)	事業を行うため借り入れた市債(借金)の返還金	4万995円	5.8%
予備費(5,150万円)	災害などへ対応するための予備費	709円	0.1%
歳出総額(352億円)		70万6,813円	100%

新規事業の紹介

令和2年度歳出予算のうち、国からの予算等を活用した新規事業を紹介をします。

事業名	事業費(千円)	事業概要
FMラジオ自動起動告知放送システム整備事業	41,293	高齢者等への災害情報の伝達手段として、コミュニティFMと連携した自動起動ラジオ緊急告知放送システムの整備を行う。
子どもの居場所づくりスタートアップ支援	1,830	地域主導の子どもの居場所を設置する際に必要な初期費用と運営事業費を助成する。
石垣市中央運動公園リニューアル事業(沖振交)	14,000	石垣市中央運動公園全体のリニューアル整備に向けた計画策定業務を実施する。
市立小中学校楽器購入事業	29,305	ふるさと納税を活用し、老朽化した小中学校の買い替え及び新規購入を行う。
大浜小学校校舎改修事業	103,691	塩害等により老朽化が著しい大浜小学校校舎の大規模改修工事を実施し、児童等の安全の確保を図る。
防災士養成事業	2,945	地域防災力の強化育成を図るため、本市で防災士研修講座を開催し、一部の費用を助成する。
消防団拠点施設整備事業	7,5343	火災発生から消化活動までの時間短縮を目的に、消防署から比較的距離のある白保地区へ消防団拠点施設及びポンプ車の整備を行う。

こども家庭課から 各種手当についてのご案内

●「児童扶養手当」のご案内

【問合せ先】市役所こども家庭課 電話：0980-87-0771

- ◆父母の離婚などにより「父（又は母）と生活を共にしていない児童」や「父（又は母）が重度の障がいの状態にある児童」を養育している母（又は父）、父母に代わって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。
- ◆平成26年12月以降「児童扶養手当法」の一部改正により、受給者の年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
※年金の種類：遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など
- ◆児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで受給資格があります。（児童が心身に法律で定める程度の障がい有する場合は、20歳の誕生日前日まで資格があります。）

※令和2年4月分から手当の額が変わります

◎児童1人目（月額）	◎児童2人目（月額）	◎児童3人目以降（月額）
・全部支給： 42,910円 → 43,160円	・全部支給： 10,140円 → 10,190円	・全部支給： 6,080円 → 6,110円
・一部支給： 42,900円～10,120円 → 43,150円～10,180円	・一部支給： 10,130円～5,070円 → 10,180円～5,100円	・一部支給： 6,070円～3,040円 → 6,100円～3,060円

- ※手当額は、受給資格者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。
- ※原則として、支給開始から5年経過した後は、受給者が仕事をしていることが手当を全額受け取るための条件となります。
- ※受給するためには、窓口での相談後、申請手続きを行い、市の審査を経て認定を受ける必要があります。詳細はこども家庭課までお問合せください。

●「特別児童扶養手当」のご案内

▶身体（内部疾患を含む）や精神に障がいがある、20歳未満の児童を養育・監護している父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※令和2年4月分から手当の額が変わります

◎1級の児童1人（月額）	◎2級の児童1人（月額）
52,200円 → 52,500円	34,770円 → 34,970円

- ※手当額は、受給資格者やその配偶者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。
- ※受給するためには、申請手続きを行い、県の審査を経て県知事の認定を受ける必要があります。詳細はこども家庭課までお問合せください。

●児童手当受給者のみなさまへ 現況届のお知らせ

児童手当の受給者は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

現況届は、毎年6月に養育状況や前年の所得等を確認し、引き続き手当を受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。**現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が差止**となりますので、6月中に手続きをお願いします。また、現況届の提出がないまま2年が経過すると、時効となり児童手当が受け取れなくなります。※6月1日時点で石垣市に住民登録されている方は、石垣市で現況届の提出が必要です。

- 受付期間：令和2年6月1日（月）から同年6月30日（火）
※土日を除く。但し、13日（土）と20日（土）は開設。
- 受付時間：午前9時から午後5時
（正午から午後1時の間も受付可能。）
- 提出先：市役所 こども家庭課（19番窓口）
- 必要書類
 - ・現況届用紙
 - ・印鑑（シャチハタ不可）
 - ・受給者本人が加入している保険証のコピー（※対象児童のものではありません）
 - ・写真付き身分証明書のコピー
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での受付も可能です。但し、切手代金等は自己負担をお願いします。

家庭の経済的な状況が子どもの学びや体験、将来の進路にも影響を与えるとされる「こどもの貧困問題」が社会的な課題となっています。家庭の事情により、家庭内で大人と過ごす時間が短い子どもたちは、大人の支援が行き届きにくく、食事や就寝などの生活習慣や学習習慣が不安定になりがちです。このような子どもたちに対し、家庭の代わりに地域の大人達が子どもに関わりあい、遊びや食事の提供、落ち着いた学習環境を備えるなど、子どもが安全に安心して継続的に過ごすことのできる子どもの居場所づくりが必要です。

「石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業」では、子どもたちが歩いていける地域に「子どもの居場所」が広がることを目的に、民間団体による子どもの居場所の立ち上げに係る経費を補助します。

子どもたちが安心して過ごすことができ、地域の大人や社会とつながることができる居場所、他様な学びや体験・多世代交流・地域の繋がりや見守りの役割を果たす場所、困難を抱える子どもたちに気づき、支援につなげることができる「子どもの居場所」を地域の支え合いのネットワークとして広げていきましょう。



【応募先・問い合わせ先】

市役所 こども家庭課 〒907-8501 石垣市美崎町 14 番地

TEL0980-87-0771 Fax0980-82-8055

E-mail jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

プラスチック製買物袋の有料化をきっかけに、エコバックを活用しましょう！

【有料化に関する問い合わせ先】

消費者向け

0570-080180

事業者向け

0570-000930

【制度概要・詳細はこちら】



令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバックを持ち歩く等、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

健活

あなたの暮らしの健康サポート

保健だより

体のリズムを整え、心地よい毎日を送るために



石垣市健康福祉センター 保健師 酒井 景子



4月には石垣市も緊急事態宣言が発令され、外出自粛が呼びかけられました。自宅での生活が余儀なくされた中、皆さんの生活リズムはいかがでしょう。

そこで今回は体のリズムについてお話ししたいと思います。

私たちの体には『体内時計』が備わっています。この『体内時計』、1日のサイクルが25時間といわれています。1日の時計の周期は24時間であるため、適切にリセットしないとどんどん“ズレ”ていってしまうのです。この“ズレ”、何が怖いのでしょうか。それは、睡眠不足につながり、その睡眠不足から様々な不調が現れることです。

『体内時計』は、朝の光をあびたり、朝食を摂って腸を動かすといった刺激によってリセットされるといわれています。このリセット刺激を受けてから14～16時間後に睡眠を促すホルモン(メラトニン)の分泌がはじまり、眠気を感じる仕組みになっているのですが、休日など、起床時間を含めた朝のリズムが乱れることでメラトニン分泌に乱れが生じ、それが睡眠不足の原因となります。睡眠不足は、集中力の低下、疲れ、イライラの原因となるのですが、最近では食欲を制御するホルモンを減少させ肥満をまねく・免疫力の低下・生活習慣病リスクの上昇・老化の加速などの健康被害をもたらすこともわかってきています。

寝る時間が遅くなってしまっても、起きる時間や食事の時間を一定に保つ。これが、『体内時計』を整えるポイントです。生活のリズムを整えて、良質な睡眠習慣を保ち、心地よい毎日を送りたいですね。



令和2年度 行政連絡員

行政連絡員は市役所と市民の間で行政事務の推進に携わり、市役所からの通知書の配布、また、市が発行する刊行物の配布等を行います。その他行政に関する様々な相談等についてもお気軽にご相談ください。

区	氏名	郵便番号	住所	電話番号	担当地区	備考
1	下地 京子	907-0004	字登野城 543-2	82-8182 090-5020-8882	登野城	
2	安村 順子	907-0004	字登野城 782-1	82-9917 090-9781-0134	登野城	
3-1	平野 輝子	907-0004	字登野城 539-2	090-4471-6220	登野城 八島	
3-2	弓削 博昭	907-0004	字登野城 1271-5	88-5323 090-9787-6594	登野城	
4-1	平良 彦三	907-0004	字登野城 590-7	83-2880 090-1080-2678	登野城	
4-2	屋嘉部 光彦	907-0004	字登野城 590-17	82-1273 090-9786-7145	登野城	
5	高良 和浩	907-0022	字大川 99-2	090-9597-5180	大川	
6	上原 政弘	907-0022	字大川 372	83-7027 090-3797-5121	大川	R2 新任
7	豊見本 強	907-0023	字石垣 233	82-5133 090-1074-2432	石垣	
8-1	寄合 京子	907-0023	字石垣 474-9	82-8720 080-6482-5157	石垣	
8-2	安部 寿美子	907-0023	字石垣 415-1	82-2273 090-8290-9231	石垣	
9	譜久盛 福男	907-0024	字新川 133	090-7460-7393	新川	
10	崎山 英和	907-0024	字新川 227	090-3793-4405	新川	
11-1	池村 里美	907-0024	字新川 2444-7	82-6509 090-1943-3738	新川	
11-2	当山 高子	907-0024	字新川 2361-1	82-4733 090-9784-3286	新川 真喜良第1団地	
12-1	石川 直美	907-0014	新栄町 50-19 新里アパート 302	090-4992-3847	新栄町	
12-2	美崎 良子	907-0014	新栄町 52-24	82-1288 080-6497-0362	新栄町	
13	上地 正人	907-0021	字名蔵 243-14	090-1859-1109	名蔵 元名蔵	
14	芳沢 瑞保	907-0004	字登野城 2241-304	090-1179-9685	嵩田	R2 新任
15	石垣 喜幸	907-0452	字崎枝 239-68 2F	87-0565 080-3575-4337	崎枝	
16	川平公民館(館長:高嶺 守)	907-0453	川平 680-4 川平団地 3-B(館長宅)	090-3321-9073 (館長)	川平	団体
17	堀川 英則	907-0451	桴海 299-23	090-1945-4554	米原 富野 大田 伊土名	
18-1	西表 修	907-0003	字平得 151-1	82-9628 090-4358-3513	平得	
18-2	佐久川 賢三	907-0003	字平得 302-3	82-6767 090-1088-4067	平得	
19-1	小祿 幸枝	907-0001	字大浜 219-3	82-6608 090-6863-0513	大浜 磯辺	
19-2	大城 永子	907-0001	字大浜 241-5	82-9114 090-7585-6011	大浜 嵩田	
20	宮良公民館(館長:伊良部 義一)	907-0243	字宮良 308-7(館長宅)	86-8350 (宮良公民館)	宮良	団体
21	平山 英夫	907-0242	白保 51-2	090-3790-0439	白保	
22	平良 雅樹	907-0241	字桃里 165	090-1946-6632	星野	
23	山城 由久	907-0241	字桃里 196-34	090-1944-6932	伊野田 大野	
24	根間 建有	907-0332	字伊原間 26-4	89-2707 090-3197-7243	伊原間	R2 新任
25	吉川 詞剛	907-0332	伊原間 340	090-9569-3827	明石	
26	河上 眞一	907-0331	字平久保 234-264	84-5047 090-9337-1032	久宇良	
27	辻 輝明	907-0331	平久保 66	89-2913 090-4347-5086	吉野 平久保	R2 新任
28	中村 智子	907-0331	字平久保 384	090-1655-7800	平野	R2 新任
29	松村 雅克	907-0333	野底 1093-1-201	090-6864-5001	兼白 栄 下地 多良間	
30	平良 正光	907-0001	字大浜 2064	090-3327-1763	三和 川原	
31	喜友名 朝昭	907-0002	真栄里 1111-213	090-9786-0901	開南 於茂登	
32-1	新 賢次	907-0012	字登野城 909(株)あざみ屋	82-3473(あざみ屋) 090-3011-7945	美崎町	R2 新任
32-2	比嘉 安助	907-0013	浜崎町 2-3-18	82-8866 090-1942-9503	浜崎町	
33-1	仲宗根 須江子	907-0024	字新川 2212 新川団地 2 号棟 804	83-0872 080-6496-7588	新川 新川団地	
33-2	新里 高敏	907-0024	字新川 2345 真喜良第3団地 3号棟 404	83-2164 090-3194-0556	新川 真喜良第2・3団地	
34-1	山田 勝美	907-0002	字真栄里 236-8	82-8138	真栄里	
34-2	仲大盛 吉和	907-0002	字真栄里 41	82-7437 090-1944-7807	真栄里	
34-3	南風原 光宏	907-0002	字真栄里 489-3	82-4672 090-3794-2380	真栄里	
34-4	須貝 誓子	907-0002	字真栄里 255-3	83-3808 090-6856-3808	真栄里	
35	平良 道康	907-0242	字白保 1512-33	090-3190-5348	大里	R2 新任
36	狩俣 武市	907-0453	字川平 1215-7	88-2778 090-5945-0074	大嵩 仲筋 吉原	

2020
6/8
第1弾抽選会

わくわくスタンプラリー

「第1弾抽選会」のお知らせ

石垣島の
特産品が当たる!!



新型コロナウイルス感染予防に対する石垣市の各種対策にご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。
「お家でごはん」をテーマに、外出自粛要請がある中、石垣市内飲食店のテイクアウトやデリバリー販売の活動を応援することを目的に4月27日よりスタートしました「わくわくスタンプラリー」について、第1弾抽選会を、6月8日に行います。是非、参加店舗で購入して応募してください。

わくわくスタンプ
配布期間 5/31まで
参加店舗のテイクアウトメニューの購入
100円につき1枚のスタンプを買えます。

応募締切 6/2
抽選日 6/8

おひとり様
何口でも OK
50枚1口で抽選に参加できます。
お一人様何口でも OK です。



応募方法

わくわくスタンプラリー貼付台紙（抽選用紙）1枚を1口として、50枚のスタンプを貼付して、抽選箱に投函頂くか、石垣市商工振興課まで郵送ください。貼付台紙（抽選用紙）は参加店舗で配布中!!

抽選箱への投函

- ・設置場所：石垣市役所1階ロビー
- ・投函期間：令和2年5月25日（月）～6月2日（火）
※9時～17時、土日も投函できます。
※6月2日（火）の17時まで投函できます。

郵送

- 〒907-8501石垣市美崎町14番地
石垣市役所商工振興課 宛
※6月2日の消印有効
※抽選用紙を封筒に入れて郵送ください。
※切手代は自己負担となります、ご了承ください。

※有効なスタンプは青色に「ピ」の印入り、又はピンク色のスタンプです。青色のスタンプは無効となります。ご注意ください。
※店舗によって、スタンプの配布を終了している場合もあります、購入の際はご確認ください。

抽選について

- ・6月8日に実施します。
- ・結果は当選された方に直接連絡致します。
- ・当選者のお名前の公表は控えさせていただきます。
- ・抽選の景品（第1弾）は、石垣島の特産品、ブランド牛、フルーツ、水産物等を予定。



Wチャンスあり!!

・第1弾の抽選に外れた方の抽選用紙は、抽選箱にそのままとして、第2弾抽選会へ持ち越しいたします。



参加店舗はコチラ



第2弾スタンプラリー・抽選会も予定しています。

第1弾で投函頂く抽選用紙は、抽選に外れた場合でも第2弾の抽選会へ持ち越しします。

※石垣市商工振興課では、わくわくスタンプラリーの参加店を募集中です。詳細は、<http://www.ouchidegohan.net>

石垣市

中小企業・個人事業者で資金繰りに困っている方へ～相談窓口開設のお知らせ～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、資金繰りや経営等に困難を抱える市内事業者に、どのような支援策があるのか一元化して情報提供する相談窓口を開設します。

※国・県等による融資制度、持続化給付金の申請等にかかること、また雇用調整助成金について紹介する相談窓口です。申請窓口ではなく紹介、相談窓口の位置づけとなります。

【融資相談窓口】

- ①期 間：令和2年6月30日（火）まで ※土日除く
- ②時間帯：13時～17時
- ③事前予約制：1人につき1時間程度（1日あたり4組対象）
- ④場 所：市役所1階 正面玄関付近 特設相談窓口
- ⑤内 容：国及び県等の融資制度、助成金、補助金、持続化給付金等
- ⑥実施体制：アドバイザー1名の配置（商工会派遣）

【雇用調整助成金相談窓口】

- ①期 間：令和2年6月30日（火）まで ※土日除く
- ②時間帯：9時30分～11時30分
- ③事前予約制：1人につき30分程度（1日あたり4組対象）
- ④場 所：市役所1階 正面玄関付近 特設相談窓口
- ⑤内 容：助成金の説明、計画書の記入指導、添付書類等について
- ⑥実施体制：アドバイザー1名の配置（ハローワーク派遣）

【問合わせ先】 事前予約は、石垣市商工振興課へ電話でお申し込みください。

石垣市商工振興課 ☎0980-82-1553 平日 9時～12時・13時～17時